

2019年（平成31年）3月25日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市情報公開審査会  
会長 安富 潔

行政文書公開請求の公開拒否決定に関する審査請求について（答申）

2018年（平成30年）11月30日付けで諮問された、「平成30年度行政文書公開請求受理番号69号に係る行政文書一部公開決定処分に対する平成30年10月3日付け審査請求書」の行政文書公開請求に対する公開拒否決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

「平成30年度行政文書公開請求受理番号69号に係る行政文書一部公開決定処分に対する平成30年10月3日付け審査請求書」の行政文書公開請求に対し、藤沢市長（以下「実施機関」という。）が2018年（平成30年）11月16日付けで行った行政文書公開拒否決定処分は不当である。

2 事実

- (1) 本件審査請求人は、2018年（平成30年）11月5日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「情報公開条例」という。）第10条の規定により、「平成30年度行政文書公開請求受理番号69号に係る行政文書一部公開決定処分に対する平成30年10月3日付け審査請求書」の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件審査請求人に対し同月16日付けで、行政文書公開拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、行政文書公開拒否決定通知書に次のとおり理由を付して本件審査請求人に通知した。

〈拒否する理由〉

審査請求に係る審査は、特定の行政処分について行うものであることから、審査請求人から提出される書面には、個人の権利義務に係る内容が記載されま

す。

また、当該書面は、審査庁に対して不服の内容を訴えるものであり、さらには審査の過程が公開されていないことから、関係者のみが読むことを想定した率直な不服の内容が記載されているものです。

審査請求書の記載内容が、その一部でも行政文書公開請求によって公開されるものであるとすれば、審査請求人に対し、審査請求書への率直な考えの記載はもとより、審査請求そのものを躊躇させ、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の目的である国民の権利利益の救済に支障を及ぼすおそれがあります。

したがって、請求に係る行政文書は、そこに記載された情報が情報公開条例第6条第4号に該当するため、公開できません。

- (3) 本件審査請求人は、同月19日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、同月30日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、情報公開条例第18条第1項の規定により、本件審査請求について諮問した。

### 3 本件審査請求人の主張要旨

#### (1) 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求める、というものである。

#### (2) 本件審査請求の理由

本件審査請求人から提出された審査請求書及び意見書によると、本件審査請求の理由は、次のとおりである。

ア 実施機関は行政文書公開拒否決定通知書の「拒否する理由」では「したがって、請求に係る行政文書は、そこに記載された情報が情報公開条例第6条第4号に該当するため、公開できません。」とするが、行政文書の一部を非公開とする理由にはなり得ても、本件請求の対象文書を公開拒否することの理由たり得ない。

非公開理由に該当することを理由として行政文書を公開拒否することは、情報公開条例第12条（理由付記等）第1項「この場合において、当該理由は、公開を拒否し、又は一部の公開を承諾する根拠規定及び当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。」に違反しているので本件処分を取り消すべきである。

イ 情報公開条例第5条は「何人も、この条例の定めるところにより、実施機

関に対し、当該実施機関が管理する行政文書の公開の請求をすることができる。」とする。本件請求の対象文書の内容は、何人にも共通する処分に関する問題であり、公開することにより実施機関の情報公開に対する姿勢が市民等に初めて明らかになるのである。このことは、情報公開制度の基本となる原則である「知る権利を保障し、市政を市民に説明する責務を全うされるようにすること」に関する公の問題であり、情報公開請求に係る審査請求であり、実施機関が理由として挙げる個人の処分についての問題ではない。

本件請求の対象文書である審査請求書の事実情報（住所・氏名以外。例えば、審査請求に係る処分・内容、処分を知った日時、教示等）については公開すべきであり、一部公開決定処分をする際には、黒塗りする部分のそれぞれについて、その理由は何かを単に条文を写したような理由ではなく、請求者がその理由を明確に認識し得る程度のものとする必要がある。

実施機関は「当該書面は、審査庁に対して不服の内容を訴えるものであり、さらには審査の過程が公開されていないことから、関係者のみが読むことを想定した率直な不服の内容が記載されているものです。」とするが、審査会の答申書には「審査請求人の主張要旨」が記載されるのであるから、その元となる審査請求書の内容は、個人の意見であるが公開しても問題ではないと思料する。

ウ 実施機関は「したがって、請求に係る行政文書は、そこに記載された情報が情報公開条例第6条第4号に該当するため、公開できません。」とするが、同条例第6条は行政文書は原則公開すべきことを明確に定めるとともに、例外的に非公開にすべき情報として同条第1号から第5号までの5類型の情報を限定列挙したものであり、公開拒否決定の理由には該当しない。

非公開理由説明書は、審査庁が当該処分が違法または不当でないかを判断するために、また、審査請求人が実施機関の主張に対して有効かつ適切な反論をするために必要であることに照らすと、その記載の程度は抽象的、一般的なものでは不十分であり、審査請求人等が処分内容及び理由を明確に認識し得るよう、根拠となる法令の条項を示してその内容を明示したうえで、本件処分要件に該当する根拠事実が明示されている必要があり、さらに審査基準（藤沢市行政手続条例（平成8年藤沢市条例第15号）第4条）や処分基準（同条例第11条）を公にしている場合には、これらの基準の適用関係についても明示すべきである。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関から提出された非公開理由説明書及び口頭意見陳述によると、実施機関の主張は、次のとおりである。

- (1) 本件処分を行った理由は「2 事実 (2) 〈拒否する理由〉」で述べたとおりである。
- (2) 本件審査請求人は情報公開条例第 6 条第 4 号は一部公開とする理由にはなり得ても、公開拒否とすることの理由にはなり得ない旨、主張しているが、実施機関は同号を一部公開とすることに限定した規定とは認識していない。一般的に、情報公開請求で求められる対象文書に記載されている内容の一部が同号の規定に該当すれば、その処分を一部公開決定とし、また、今回のように対象文書の内容のすべてが同号の規定に該当すると判断した場合は、公開拒否決定処分とすることもある。対象文書に書かれている内容に照らして、一部公開とするか、公開拒否とするかは個別に判断すべきものと認識している。
- (3) 審査会の答申には、審査請求人が審査請求書に記載した内容をほぼそのまま引用した「審査請求人の主張要旨」が記載され、その答申が公表されていることは承知している。しかし、第三者からの情報公開請求の結果、審査請求人が自ら作成した審査請求書の記載内容が、例え一部でも公開されることは、審査請求制度に対する萎縮効果を招き、審査請求そのものを躊躇させることにつながり、結果として、行政不服審査法の目的である国民の権利利益の救済に支障を及ぼすおそれがあると考えている。審査会からの答申が公表されたのちであっても、審査請求書を公開することができるとは考えていない。

以上のことから、実施機関による本件処分に違法ないし不当はなく、本件審査請求人の主張には理由がなく、認められないことから、「実施機関の処分は妥当である。」との答申を求める。

## 5 審査会の判断

当審査会は、本件審査請求人及び実施機関の主張等に基づき審議した結果、次のように判断した。

- (1) 本件請求について  
本件請求は、「平成 30 年度行政文書公開請求受理番号 69 号に係る行政文書一部公開決定処分に対する平成 30 年 10 月 3 日付け審査請求書」に係る行政文書の公開を求めるというものである。
- (2) 本件処分について

実施機関は、審査請求書の記載内容が、その一部でも行政文書公開請求によって公開されるものであるとすれば、審査請求人に対し、審査請求書への率直な考えの記載はもとより、審査請求そのものを躊躇させ、行政不服審査法の目的である国民の権利利益の救済に支障を及ぼすおそれがあることから、情報公開条例第6条第4号に該当するとして本件処分を行った。

(3) 本件審査請求について

本件審査請求は、本件処分の取消しを求める、というものである。

(4) 情報公開条例第6条第4号の該当性について

以下、本件請求対象文書の情報公開条例第6条第4号の該当性について、検討する。

情報公開条例第6条（行政文書の公開義務）は、「実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（中略）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたもの（中略）に対し、当該公開請求に係る行政文書を公開しなければならない。」と規定しており、同条第4号（事務等に関する情報）では、「実施機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。」を事務等に関する情報の非公開情報と規定している。

さらに、情報公開条例解釈運用基準では、同号について「この場合の『支障』は、単なる抽象的な可能性では足りず、当該事務事業の適正な執行に支障が生じることについて、法的保護に値する蓋然性が認められなければならない。」としている。

実施機関は、審査請求書の記載内容が一部でも公開されると審査請求そのものを躊躇させ、行政不服審査法の目的である国民の権利利益の救済に支障を及ぼすおそれがある旨、主張する。しかし、公開することによって審査請求制度の適正な遂行に具体的にどのような支障を及ぼすおそれがあるのかについて、実施機関の主張は抽象的であり、法的保護に値する蓋然性を具体的に裏付けるものが何ら示されていない。

さらに、実施機関は行政不服審査法に基づく審査請求書全般について、およそすべて公開することができない旨、主張している。しかし、情報公開請求に対する実施機関の公開の可否の判断及び処分は、総括的に行うものではなく、個別に判断及び処分すべきものである。

以上のことから、本件請求対象文書を情報公開条例第6条第4号に該当するとして実施機関の判断は妥当とは認められず、実施機関の処分は不当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2018. 11. 5	行政文書公開請求受付
11. 16	行政文書公開拒否決定処分
11. 19	行政文書公開拒否決定処分に対する審査請求書受理
11. 30	実施機関から審査会へ諮問書の提出
12. 12	実施機関から審査会へ非公開理由説明書の提出
12. 25	審査請求人から審査会へ意見書及び質問予定事項の提出
2019. 1. 16	審査請求人から審査会へ意見書 2 の提出
1. 18	審査請求人から審査会へ意見書 3 の提出
2. 25	審査請求人及び実施機関の口頭意見陳述 審議
3. 25	答申

第17期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2018年2月1日～2020年1月31日)

氏名	役職名等
◎ 安富 潔	慶應義塾大学名誉教授 弁護士 京都産業大学法務研究科客員教授
○ 小澤 弘子	弁護士
青木 孝	弁護士
金井 恵里可	文教大学国際学部教授
河合 秀樹	弁護士

◎会長 ○職務代理者